

職能資格制度

役職名	役職等級	職能資格名		賃金等級	手当等	役割概要	職能権利					
		職能資格名	賃金等級				業務に合わせ勤務変更できる	希望する研修に参加することができる	委員会を統括管理する			
常務理事	10	Director (ディレクター)	D-2	役員規程	なし	統括管理業務	業務に合わせ勤務変更できる	希望する研修に参加することができる	委員会を統括管理する			
特養施設長	9	Manager (マネージャー)	M-3	7級1号 ～ 7級16号	管理職手当	管理業務 専任業務	業務に合わせ勤務変更できる (ディレクターに報告)	希望する研修に参加することができる	委員会に委員長または 委員として参加する			
事務長	8		M-2									
デイ管理者	7		M-1									
GH管理者	7		M-1									
事務管理者	7		M-1									
在介管理者	7		M-1									
ヘルパー管理者	7		M-1									
厨房管理者	6	Senior (シニア)	S-3	(主任) (相談員) 4級1号 ～ 4級30号	役職手当 業務手当 資格手当	監督業務 指導業務	業務に合わせ勤務変更できる (事前に勤務変更届を提出)	希望する研修に参加することができる (ディレクターの決済が必要)	委員会に委員長または 委員として参加する			
医務主任	5		S-2									
介護主任	5		S-2									
事務主任	5		S-2									
保育所主任	5		S-2									
特養ケアマネ	4		S-2			(ケアマネ) 5級1号 ～ 5級15号				高度判断業務 指導業務 企画業務		
主任生活相談員 (社会福祉士 社会福祉主事)	4		S-2									
生活相談員	3		S-1									
チーフリーダー (介副又は5年以上勤務)	3		S-1									
リーダー (介福又は3年以上勤務)	2		J-4									
サービス提供責任者(介福)	2	J-4	Junior (ジュニア)	(初任者) 3級1号 ～ 3級20号	役職手当 業務手当 資格手当 委員会手当 処遇改善加算等	判断業務 部門内指導業務	希望休を2日希望できる	研修希望者に研修費10,000円補助 (年1回 施設内審査あり)	委員会の委員に任命 (委員会手当有)			
5年以上勤務	1	J-4										
2年以上5年未満勤務	1	J-4										
1年以上2年未満勤務	1	J-3										
1年未満勤務(経験者)	1	J-2								(ケアマネ) 3級14号 ～ 3級40号	定型業務	新人研修に参加を希望することができる
1年未満勤務(新卒・未経験)	1	J-1										

* 基本給の等級変更及び職能資格の変更は、4月1日を基準とする。(但し、経験や資格を加味し職能資格を変更する場合がある)

* 基本給の等級は年齢(基本60歳以上)により、基準を変更することがある。

* 上記手当以外に、給与規程に記載されている手当を別途支給する。